

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	市民活動支援体制の構築		項目番号	8 -
改革方針	NPO諸団体や体育・文化諸団体の市民活動を支援し、促進するため、市民活動に必要な情報の収集や提供を行うなど、市民活動を支援する体制の整備を図る。 ・市民主体で、企業、行政の連携協働運営による、市民活動支援センターを立ち上げる。 ・文化・体育団体への補助については既存の市民活動関連補助金の整理、統合を図り、市民活動を立ち上げ、発展させるための事業支援制度を新たに創設する。	理念 目標	協働	
			効率	
		自立		
			公の領域を担う協働のまちづくりのために、市民公益活動を促進する拠点を立ち上げる。	
		期日	平成16年3月	
所管部・室	生活環境部 市民活動推進室	所管室長名	橋本 裕徳	
改革項目の現状と問題点	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名張市では、さまざまな分野、領域において、数多くの市民活動団体が活動を展開している。 ・名張市ボランティアセンター（社会福祉協議会）がすでに設置され、組織的なボランティア活動の育成援助を行なっている。 ・NPO法人も徐々に増えており、これまでの行政サービスを協働化するための具体的な手法について関心が高まっている。 <p>[問題点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共領域を協働し担うことを視野にした具体的な方針やルールが未整備。 ・市民活動（市民公益活動）の位置付けや活動支援の方向性など、市民活動支援センターがその機能を果たすための主要な事項が未整理。 ・行政が一方向的に進めてしまう官製の施策や取組みにならないために、支援センターの仕組みづくりについても市民との協働の作業での具体化が不可欠。そのためには市民参画のもとに段階的に整備充実することが必要。 ・市民活動支援体制の構築は、単に既存の補助金を整理・統合するための手段とならないような取り組みが必要。 			
改革の具体的内容	<p>市民（公益）活動が活発に展開され、市民参画と役割分担による協働の自治を実現するために、市民（公益）活動の意義、社会的役割を明らかにし、活動を支援するための市の施策を推進する。</p> <p>制度設計等を行うための市民提言募集 新しい協働のあり方と総合的な支援体制や活動促進のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮）市民公益活動促進条例・基本方針の策定 ・市民公益活動を活発にさせるための基本施策（支援制度等）の整備と展開 ・市民公益活動団体への公共サービスへの参入機会の促進 ・市民活動支援センター等拠点の整備と市民主体の運営に向けた拡充 ・市民公益活動の意識啓発、人材育成や行政組織の整備 <p>市民活動団体の実態調査</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	市民活動支援に係る全体像、制度設計の実施 市民提言の募集 市民公益活動促進方針づくり 市民活動支援センター立ち上げにむけた具体的な協議、問題点の整理後、運営形態や設置場所の確保	市民活動支援センターの自主運営に向けた取組み（5月～） 市民公益活動促進のための条例策定（8月～） 市民参画による市民公益活動施策の立案と展開	市民活動支援センターの自主運営に向けた取組み 市民公益活動施策の展開	前年度実施の諸取り組みを基に実施
	目 標 (数値等)	市民活動支援センターの立ち上げ	市民活動支援センターの開設 (仮)市民公益活動促進条例制定 市民公益活動の基本施策の策定及び展開 市民公益活動率先事業の実施 市民活動の推進 行政との協働を推進	市民活動支援センターの運営、機能充実 市民公益活動の促進 施策の展開 市民公益活動促進条例の検討、制定・施行 市民公益活動実践事業の実施	・市民公益活動施策の展開と次期施策の検討 ・市民活動支援センター事業の実施
	経費節減額 (千円)				
計画に 対する 成果	内 容	市民からの意見提言募集実施（6月～7月、26件） 市民活動団体基礎アンケート調査（7月～8月、37団体） 市民意見交換会（8月31日開催、51人参加） 市民活動率先協働事業募集、実施（10月～3月、10団体）	・市民活動支援センターを開設（4月） ・市民公益活動促進検討委員会が報告書「名張市における市民公益活動の促進に向けて」を提出。（7月） 「名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針」を策定。（11月） ・市民公益活動率先事業を募集。 ・市民自治検討委員会を設置し、（仮称）名張市市民公益活動促進条例に規定すべき内容を検討。報告書を提出（2月） ・市民活動支援センター運営委員会を設置。（1月） ・市民活動の推進を図るため、講演会などを開催。	・市民公益活動促進条例を制定（6月）、施行（1月） ・市民公益活動促進委員会の設置 ・市民公益活動実践事業の実施 ・市民活動支援センター事業の実施	
	目 標 (数値等)	市民活動支援センターの立ち上げ 市民公益活動促進方針中間報告	市民活動支援センターの開設 (仮)市民公益活動促進条例素案の作成 市民公益活動の促進にかかる基本指針の策定 市民公益活動率先事業の実施	市民公益活動促進条例を施行（1月） 市民公益活動実践事業（40事業）の実施 市内14地区で条例説明会を開催	
	経費節減額 (千円)	1,751所要	2,800所要	7,500所要	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	地区公民館の地域運営		項目番号	8 -
改革方針	公民館を生涯学習及び地域予算制度の活用等、住民活動の拠点として活性化を図るため、運営管理を地域住民に委託する。 公民館を地域の愛着のある、使いやすい地域活動の拠点に発展させる。		協働	
			効率	
			自立	
	理念	住民の自主的、自発的な取り組みを行うことにより地域の連帯意識の再生、発展に資する総合的な活動拠点とする。		
	目標			
	期日	平成16年3月		
所管部・室	教育委員会 中央公民館 教育委員会 生涯学習・青少年室 生活環境部 まちづくり支援室	所管室長名	松下 英子 生杉 哲寛 植山 明彦	
改革項目の現状と問題点	〔現状〕 各地区公民館は地域住民の学習・文化活動を支える教育文化施設として今日まで行政主導型でその役割と機能が果たされてきました。しかし近年の急激な社会情勢の変化や住民意識の多様化などにより地域における様々な活動が公民館で行われています。こうしたことから住民が主体となって、地域活動を積極的に推進するため、地域の拠点として広く教育・文化の振興はもとより地域の様々な活動の拠点施設として、地域に委託していく必要があります。 〔問題点〕 ・各地区で施設内容に差があり、情報化社会への対応や高齢者・障害者への配慮及び、老朽化や狭隘化への対応が求められる。 ・各地区公民館から市職員を引き上げるため、利用者の増加や多様な学習要求に応え、かつ地域課題を的確に、その実情に即した公民館運営を図るため、地域づくり委員会の活発化に努める必要がある。 ・学級・講座等の学習需要が多様化・高度化しているが、画一化の状況も見られるため、より長期的で総合的内容のものを提供する必要がある。また、学習情報の提供や相談機能の充実を図る必要がある。			
改革の具体的内容	地域力を高めていくため、地域の課題に対し主体的に関わる仕組みとし、各地域の実情を踏まえつつ、住民の積極的な参加のもと新しいコミュニティ組織（地域づくり委員会）を立ち上げ、行政との協働のもと地域づくり委員会が公民館の運営を行います。 【業務の概要等】 ・施設の日常的な維持・管理・公民館の利用受付等に関する業務、公民館事業に係る業務及び協議に基づく地区連絡業務等を地域づくり委員会へ委託する。 ・市・教育委員会（中央公民館等）の職員体制を強化し、公民館長と連携、地域事務員の指導、研修等の支援を行う。 ・人件費や施設の管理・運営に係る経費は、「地域予算交付金」の加算分として「地域づくり委員会」に交付します。 ・施設・設備の整備（小修繕、小備品購入等は、「地域づくり委員会」で対応）や法律に基づく点検業務などは、「地域づくり委員会」と協議し、市が対応します。 ・公民館の利用に係る料金等については、市との協議により、「地域づくり委員会」の収入として、収受することが出来るようにします。 ・施設の利用については、関係法令の遵守の他は、地域による基準づくりなど、柔軟かつ弾力的な運用に協力します。 ・公民館で必要とする職員は、地域の自主運営を基本に「地域づくり委員会」による雇用とし、市職員（公民館主事、地区連絡員等）の配置は廃止します。 【実施時期】 ・平成17年度中に未実施館の実施を進めます。			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

	年 度	15	16	17	18
年度別 計 画	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の検討構築（4月～8月） ・議会説明（8月） ・制度施行（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月より 名張公民館、つつじが丘公民館実施 ・未実施館の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用と見直し改善 ・算定基準の見直し ・指定管理者制度の検討 ・未実施館の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度への移行(9月)
	目 標 (数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の構築 ・運営委託開始 	全地区館制度の施行	運用と見直し改善	平成18年9月より全14地域で指定管理者制度に移行
	経費節減額 (千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料交付金 12,588 ・節減経費 4,507 	17,040		
計画に 対する 成果	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・15年10月実施、美旗市民センター、百合が丘市民センター ・16年1月実施、赤目公民館、桔梗が丘公民館 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張公民館、つつじが丘公民館実施（16年4月） ・蔵持公民館、錦生公民館、箕曲公民館実施（16年10月） ・つつじが丘公民館が17年4月より直営となる。 	地域委託（全14地域で実施） <ul style="list-style-type: none"> ・梅が丘市民センター、薦原公民館、国津公民館、長瀬公民館実施（4月） ・すずらん台市民センター実施（6月） ・比奈知公民館、つつじが丘公民館実施（10月） 	
	目 標		14地域中、9地域で実施	全14地域で実施	
	経費節減額 (千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料交付金 12,588 ・節減経費 4,507 ・差引 8,081所要 	41,852所要（削減効果額17,000は、職員定数適正化に含む）	53,333所要（削減効果額76,000は、職員定数適正化に含む）	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	地域予算制度の導入		項目番号	8 -
改革方針	地域の個性を生かした住民による自立的、主体的な地域づくりを推進し、地域の活性化を図るため、地域予算制度を創設する。各地域に一定の金額を交付し、住民の知恵やアイデアによる施策や事業に充てることとし、事業の限定や補助率は設けない制度とする。	理念	協働	○
			効率	○
		自立	○	
目標	住民による自立的、主体的なまちづくりを推進すると共に、行政のスリム化を図る。	期日	平成15年4月	
所管部・室	生活環境部 まちづくり支援室 企画財政部 財政室 関係室	所管室長名	植山 明彦 中野 伸宏	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月に名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例を施行。 交付金交付の単位である14の地域で、地域づくり委員会が結成され、事業を実施。 名張市地域振興推進チーム職員が地域づくり委員会を支援。 2つの地域で「地域ビジョン」策定中。<u>別の2地域で策定について検討を始める。</u> <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民による自立的・主体的なまちづくりが行われるよう、具体的な支援が必要。<u>（市民活動保険制度の導入、役員報酬制の検討）</u> 地域づくり委員会の意思決定が地域住民の総意を得て行われる仕組みになるように留意して支援していく必要がある。<u>（地域ビジョン策定を誘導するため、財政的支援のほか他市事例やノウハウの紹介）</u> 地域振興推進チームの在り方について、仕組みや任期など今後も検討していく必要がある。 			
改革の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 従来の、行政が誘導する個別的な補助金から包括的で用途自由な交付金への転換を図ることにより、地域住民の自立的・主体的な地域づくりを推進し、住民自治を実現させる。 地域の多様な住民ニーズに対応し、税の有効な使用を図る。 地域住民が地域づくりに参画することにより、共助の精神を醸成し、お互いの顔が見える心豊かなコミュニティーを創造する。具体的には、まちづくり支援室、地域振興推進チームが連携を図りつつ、地域住民による自立的・主体的なまちづくりが行われるよう、市民活動保険制度の導入等を検討する。 地域づくり委員会の地域づくり事業の実施を支援する。 14の地域づくり委員会の代表で構成される地域づくり協議会で、事業報告会（交流会）を実施し、地域間のネットワーク化、地域づくり委員会のレベルアップを図る。 地区公民館の地域委託など、地域が主体的に運営できるよう委託事業を拡充する。 			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度別 計画	年 度	15	16	17	18
	内 容	地域が、組織を設置し、住民の自己決定、自己責任により、地域づくり事業を実施する。 地域づくり協議会を立ち上げる。 地域づくり支援体制の充実を検討する。	・地域が、地域づくり事業を実施する。 ・7～8月に地域づくり協議会で、15年度の事業報告会（交流会等）を実施する。 ・地域振興推進チームのあり方、職員の見直しを行う。	地域が、地域づくり事業を実施する。 地域づくり協議会で事業報告会（交流会等）を実施する。 行政として3年間の実施事業を評価・検証し、次年度以降の交付額の検討・見直しを図る。 加算額として新たに委託する事業の項目について検討する。	・地域が、地域づくり事業を実施 ・地域づくり協議会による交流会の実施 ・加算額として新たに委託する事業の項目について検討 <u>・地域ビジョン策定の必要性を地域に周知、同時に誘導策を検討</u> <u>・市民活動保険の導入（4月）</u>
目 標 (数値等)	公民館を基本とした14の地域に、上半期を目標として、それぞれ地域づくり委員会を設置する。	地域づくり協議会での交流会を実施し（年1回）、地域づくり委員会の成熟、地域間のネットワーク化、実施事業の質の向上を図る。	地域づくり協議会での交流会を実施し、地域づくり委員会の成熟、地域間のネットワーク化、実施事業の質の向上を図る。 地域づくり委員会への委託事業の新規項目の開拓。	地域づくり協議会での交流会を実施し、地域づくり委員会の成熟、地域間のネットワーク化、実施事業の質の向上を図る。 地域づくり委員会への委託事業の新規項目の開拓。 <u>市民活動保険制度の導入をする。</u>	
経費節減額 (千円)					
計画に 対する 成果	内 容	・平成15年4月ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行 ・平成15年4月地域振興推進チーム職員124名を任命、委員会設置等を支援 ・平成15年9月全14地域に地域づくり委員会が設置される ・平成15年10月全14地域への地域交付金の交付完了 ・平成15年11月地域づくり協議会結成 ・平成16年2月第2回地域づくり協議会（事業中間報告会）	・5月にゆめづくり地域交付金事業実績報告書が14地区から提出される。 ・地域が、地域づくり事業を実施するなかで16年度の組織体制の見直しを行う。 ・地域づくり協議会の開催（6.10.11月） ・地域づくり協議会研修会参加（7月宝塚、2月大阪） ・実践交流会（分科会）を平成17年1月23日に開催。	・地域づくり協議会の開催（7.8.12月、宝塚市視察11月） ・実践交流会（基調講演・分科会）を開催し、課題等の意見交換を行う（2月） ・地域振興推進チームのあり方を検討 ・他市からの視察受入れ（市32件、地域づくり委員会14件） ・地域ビジョン策定支援策を検討 ・市民活動保険制度の構築	
	目 標 (数値等)	・地域づくり委員会を全14地域で結成 ・ゆめづくり地域交付金49,988千円の支払完了 ・14の委員会による地域づくり協議会を結成	・ゆめづくり地域交付金の交付を完了。	・ゆめづくり地域交付金の交付を完了。	
	経費節減額 (千円)	49,988交付	49,987交付	49,989交付	